

# 新報

島根県教育庁  
隠岐教育事務所  
隠岐の島町港町塩口24  
電話2-9772

## 年頭にあたって

所長 谷口 彰

久々の大雪の中で、新年の幕が開けました。また、九連休という公務員にとつては、有難い年末年始休暇となりました。

仕事始めの日、当事務所スタッフの顔には、今年も頑張るぞという明るく元気な表情があり、私は正月明けの気だるさを一掃してもらった気分になりました。同時に職場の雰囲気や個人に与える影響の大きさを体感することもできました。

さて、各学校や関係諸機関におかれましては、それぞれに新しい年のスタートを切られたことと思います。本年も、教育事務所としてのミッショ

ンをより強く意識して、それぞれの任務に当たりますので、どうぞよろしくお願いします。



昨年は、教育庁内の組織改編を初めとして、第2期「しまね教育ビジョン21」の策定や「学力育成プラン」の推進など教育課題に対する新たな施策を打ち出す中、模索しながら進んだ年であったように思います。そんな中で、常に課題として挙げられたことは①教師一人一人の指導力の向上②管理職のマネージメント

力の向上③学校組織力の向上...と捉えています。これらの向上に欠かせないのが「育成」というキーワードです。それは経験の深さを問わず、組織の一人一人に常に必要なことです。日常のOJTを基本として、組織内の体制づくり、センター研修の改革など、育成のあり方が大きな転換の方向に向かっています。



昨年末に当事務所の指導主事・社教主事の研修として、隠岐養護学校の野津校長先生のお話を拝聴する機会を得ました。多くの示唆を与えて頂きましたが、中でも強く印象に残ったお話が「発達課題」についてでした。発達課題と言うと、日々成長する子供たちを理解する上で使う言葉だと勝手な解釈をしていました。実はそうではなく、子供から大人まで全ての人間にあるべきもので、その課題に向かつて皆が発達の途中であるというお話でした。

「育成」の話に戻ります。数年後、教職員の大量退職時代を迎え、新規採用が増え、経験の浅い教員の割合が増えていくことが予測されています。そのような状況の中で、行政が行う研修だけでは十分な育成が難しくなります。前述の通り、組織内で日々力量を高める努力や方策に迫られています。その際、外からの刺激も大切ですが、それぞれ、自分の課題を意識すること、育つ側も育てる側も共に、各々の内発的な成長意欲を高めることが育成における大きなポイントとなることに気が付かされました。子供も大人も、若い人もベテランも共に成長する環境づくりに期待し、できる支援を考えていきたいと思っています。



「育成」の話に戻ります。数年後、教職員の大量退職時代を迎え、新規採用が増え、経験の浅い教員の割合が増えていくことが予測されています。そのような状況の中で、行政が行う研修だけでは十分な育成が難しくなります。前述の通り、組織内で日々力量を高める努力や方策に迫られています。その際、外からの刺激も大切ですが、それぞれ、自分の課題を意識すること、育つ側も育てる側も共に、各々の内発的な成長意欲を高めることが育成における大きなポイントとなることに気が付かされました。子供も大人も、若い人もベテランも共に成長する環境づくりに期待し、できる支援を考えていきたいと思っています。

「育成」の話に戻ります。数年後、教職員の大量退職時代を迎え、新規採用が増え、経験の浅い教員の割合が増えていくことが予測されています。そのような状況の中で、行政が行う研修だけでは十分な育成が難しくなります。前述の通り、組織内で日々力量を高める努力や方策に迫られています。その際、外からの刺激も大切ですが、それぞれ、自分の課題を意識すること、育つ側も育てる側も共に、各々の内発的な成長意欲を高めることが育成における大きなポイントとなることに気が付かされました。子供も大人も、若い人もベテランも共に成長する環境づくりに期待し、できる支援を考えていきたいと思っています。



「育成」の話に戻ります。数年後、教職員の大量退職時代を迎え、新規採用が増え、経験の浅い教員の割合が増えていくことが予測されています。そのような状況の中で、行政が行う研修だけでは十分な育成が難しくなります。前述の通り、組織内で日々力量を高める努力や方策に迫られています。その際、外からの刺激も大切ですが、それぞれ、自分の課題を意識すること、育つ側も育てる側も共に、各々の内発的な成長意欲を高めることが育成における大きなポイントとなることに気が付かされました。子供も大人も、若い人もベテランも共に成長する環境づくりに期待し、できる支援を考えていきたいと思っています。

## わたしぶね

給与明細の見方 その二  
今回はへき地手当について。へき地手当は、生活の不便な地にある学校に勤務する教職員に支給されます。

隠岐管内の学校は、全て支給対象となるへき地学校です。その際、皆さんの給与明細「特給」欄には「へき地」欄に記載されています。

へき地学校は、不便の度合いに応じて5段階に区分されますが、隠岐の学校は、2級地又は3級地です。2級地の学校は、北小学校を除く旧西郷町に所在する学校で、3級地の学校は、それ以外の学校です。手当の額は、(給料の月額+扶養手当の月額)×支給割合です。給与明細をもとに計算することができます。試しに給与明細の「給料」、「給料の調整」、「教職調整」及び「扶養」欄の額を合計し、2級地学校なら0.12を、3級地学校なら0.16を乗じてみてください。「特給」欄記載の額となります。

(総務課 藤田)